医師・歯科医師のための 談 相

ラブルがちな患者を断れ るか:応召義務 (診療義務) の範囲



顧問弁護士 ぴーすなう法律事務所 魚住 昭三

会員対象の個別相談にも応じます(有料)。しい問題があれば協会までお寄せください。なお、るのは3人の協会顧問弁護士です。取り上げてほ連載「法律相談」をはじめました。相談に応じ

す。」と言うだけで、いつ も支払ってくれません。 次の診療日に支払いま 求すると、Aさんは大声 払いません。Aさんに請 で怒鳴って「金がない! 費を全部又は一部しか支 (質問1) Aさんは、 医療 ですか。 をお断りします」と告げ

受付担当者が困っていま 様の言動があれば、受診 す。Bさんに、「今後、同 に問題があり、看護師や す」と告げることは可能 (質問2)Bさんには言動

今後の受診をお断りしま でに支払をしなければ、

応招義務(診療義務

の患者を診療中である

病気の場合、

医師が別

Aさんに、「支払期限ま

ることは可能ですか。

①医師の不在又は医 るとされた例 けることもあります。 由に、損害賠償請求を受 治療を拒絶したことを理 とになります。また、 止の行政処分を受けるこ には、医師免許取消や停 ためのものですから、 権利を側面から確保する (2)「正当な事由」があ 「正当な事由」なく診察や 「正当な事由」がない場合 師が

は、国民の治療を受ける せん。しかし、応召義務 しても処罰規定はありま る公法上の義務で、違反 が国に対して負担してい ることに対応して、医師 治療業務を独占させてい 師免許を有する者だけに います。この義務は、医 務(診療義務)を定めて ずる義務すなわち応招義 医師に対して、診療に応 拒んではならない」と、 事由がなければ、これを あった場合には、正当な (1)医師法第19条第1項 「診療に従事する医 診察診療の求めが 合

2、質問1のケース

(1)確かに、昭和24年厚

しかし、 当てはめられるものでは 基準からも明らかな様に、 有無は、上記(2)③の きない」としています。 して診療を拒むことはで も、直ちにこれを理由と 業報酬が不払いであって 生省医務局通知は、「医 般的な基準が画一的に 「正当な事由」の

③社会通念上妥当と認め ②休日・夜間診療所が 保されている地域で、 受ける様に指示した場 し、休日・夜間診療を 間に来院した患者に対 通常の診療時間外の時 療ができない場合 などによって事実上診 診療施設がな ず由」が、 医 交

②患者が別の医師に診て ①往診時間外、夜間、 いとされた例 (3) 「正当な事 られる場合 貰う様になった場合 不足で自信がない場合 師が飲酒、 通事情、天候不順、 医師が経 験

由」はない、と思います。

質問2のケース

るので、Bさんの言動の 守るという法的義務があ 医療スタッフや従業員を 応をとることも、当然可 程度に応じて、厳しい対 能であると思われます。 雇用者である医師には

ありま バイケースであり、極力、 ません。つまり、ケース 柔軟に解釈すべきです。 萎縮効果を生まない様に 医務局通知を形式的に当 な状況に応じて柔軟に捉 てはめて判断してはいけ えるべきものです。上記 (2) 質問のケースでは、 せん。 個々具

あれば、拒む「正当な事ないほどの重篤な状態で しかし、Aさんが、直ぐ に処置をしなければいけ があると、私は思います 予約を入れない」と言っ 患者に対して、「次回の ら、それでも支払わない 催促をしているのですか 支払期限までに支払う様 ても、拒む「正当な事由」 にと説明した上で支払い

に迷う場合 5、「正当な事由」の判

が待機して、速やかに対 ください。3人の弁護士 は、保険医協会にご相談 護士さんがいない場合に 尋ねください。身近に弁 応させていただきます。 身近な弁護士さんにお

留意

して、極めて有効な証拠 般的に、カルテへの記載 とが必要不可欠です。一 り取りを記録しておくこ 尾にAさんBさんとのや でなくとも、カルテの末 ることも有効です。そう 名をお忘れなく!)を取 さんやBさんから念書 あれば、今後に備えてA ことが重要です。可能で になります。ただ、後付 は、診療を拒むことへの 「正当な事由」の有無に関 (日付・AさんBさんの署 記録(証拠!)を残

長崎保険医新聞 2021 年 8 月号掲載 ※無断転載禁止※

けはよくないので、日々

記載することが大切です。